## 四万十町教育振興基本計画策定委員会 (第5回)

開催日時 令和6年8月22日(木) 13:30 ~

開催場所 四万十町役場東庁舎 2F 町民活動支援室

次第

- I. 開会
- 2. 教育長あいさつ
- 3. 協議
- (1)前回の議事録確認 (資料1)
- (2) 意見公募の結果について (資料2)
- (3)計画(案)について (資料3)
  - ・修正箇所の確認、その他
  - ・計画(案)の承認について
- (4) その他
- 4. 閉会

#### 【資料】

資料 I 前回(第4回)議事録(R6/5/30)

資料2 意見公募の結果

資料3 計画(案・8/6版) 配布済み

# ○四万十町教育振興基本計画策定委員会委員名簿

選出区分	氏 名	備考
(I) 保育所、小学校及び 中学校の代表者	佐竹 美也	興津保育所長
	吉岡 栄作	七里小学校長
	中内 聖二	大正中学校長
(2) 学校等の保護者	槙野 一人	小中学校 PTA 連絡協議会
(3) 社会教育委員	林 瑞穂	
(4) 有識者	石筒 覚	高知大学地域協働学部准教授
(5) 公募による者	田頭 誠志	
	山本 由美	
	河上 絵里	
(6) その他教育委員会が必 要と認める者	野村 泰子	四万十町教育研究所長

(10 名: 令和 6 年 8 月 22 日 現在)

### ○事務局(10名)

教育長	山脇 光章
教育次長	浜田 章克
学校教育課	長森課長、浜口教育対策監、真城副課長、横山係長
生涯学習課	今西課長、高瀬副課長、宮本係長、中村係長
教育研究所	

### 四万十町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 | 条 教育基本法(平成 | 8年法律第 | 20号)第 | 7条第 2項に規定する教育振興基本計画 (以下「計画」という。)を策定するため、四万十町教育振興基本計画策定委員会(以下 「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 計画の策定に関すること。
  - (2) その他、計画の策定に教育委員会が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、教育委員会が委嘱又は任命する。
  - (I) 町内の保育所(認定子ども園及び子育て支援センターを含む。)、小学校及び中学校(以下「学校等」という。)の代表者 3人
  - (2) 学校等の保護者 |人
  - (3) 社会教育委員 |人
  - (4) 有識者 | 人
  - (5) 公募による者 3人以内
  - (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長 | 人を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は 意見を聞くことができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会 に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。